

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第八号

##### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「二十六万八千五百円」を「三十六万五千五百円」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。